

岩手海区漁業調整委員会公示第 号

岩手海区漁業調整委員会規程の一部を改正する公示を次のように定める。

令和5年 月 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

岩手海区漁業調整委員会規程の一部を改正する公示

岩手海区漁業調整委員会規程（昭和47年岩手海区漁業調整委員会公示第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(専決事項) 第9条 事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>個人情報</u> の開示、訂正及び <u>削除</u> の決定に関すること。 (11) [略]	(専決事項) 第9条 事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>保有個人情報</u> の開示、訂正及び <u>利用停止</u> の決定並びに <u>死者に関する情報の開示及び訂正の決定</u> に関すること。 (11) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この公示は、令和5年4月1日から施行する。